

中小企業対策に特段の配慮

建設関連団体部会・8項目を要望

県官公需懇談会・県議会幹部議員との懇談会

岐阜県中小企業団体中央会と建設関連業の組合で組織する岐阜県建設関連業団体部会(戸島一博部会長、五十四部会員)は、官公需フォーラムとして『県官公需懇談会』と、岐阜県議会幹部議員との懇談会』を十二月二十一日、岐阜市市橋のウエルサンピア岐阜で開催した。公共工事の削減等に伴い、中小建設関連業界にとって極めて厳しい状況が続く中で、地元製品の優先使用や分離発注の必要性など、部会員が県の関係部局及び県議会幹部議員に対し八項目の要望・陳情を行った。

県官公需フォーラム

県官公需フォーラムの開会にあたり建設関連団体部会の戸島部会長(中央会副会長)は、「中小建設関連業界は大変厳しい状況が続いているが、部会員も一生懸命に努力しているので、中小企業対策に特段のご配慮を頂きたい。本日要望する事項も含めて、前向きな対応をお願いしたい」とあいさつした。



県官公需懇談会

第一部の県官公需懇談会には関係部局として地域県民部市町村案、基盤整備部企画管理課建設技術室、同公共建築課、同企画管理課、農林商工部商工業室同産業経済室から担当者が出席部会員の代表十人が、要望事項を開陳し、各関係部局にて検討するよう求めた。

続いて第二部の『岐阜県議会幹部議員との懇談会』が行われ、部会の顧問である猫田孝典議及び中村慈典議をはじめ、県議会幹部議員から岩井豊太郎議長、玉田和浩副議長、木股米夫(厚生環境)・戸部一秋(農林商工)・松永清彦(教育警察)の各常任委員長が出席し、部会員が要望・陳情を行った。

その後、猫田部会顧問より、「市町村合併に伴い県内には新たな市が誕生し、現在一市市となっているが、分離発注について、以前からある十四の市にお

いては全て分離発注が実施されている。今後、新しく誕生した市においても、分離発注が実施されるよう働きかけていきたい。また、入札価格についても低ければいいという問題ではなく、適正な価格で仕事を発注し、適正な利益を得て、きちっとした工事が行われるよう期待している」との所見があった。

1. (仮称)岐阜県骨材対策協議会の設置実現

社会資本整備の基礎資材である砂利、砕石等骨材の将来の需要供給に備え、計画的に骨材資源の確保と供給(自然環境の保護との調整も踏まえ)を図るため、行政・有識者・業者等による(仮称)岐阜県骨材対策協議会の設置を要望する。【岐阜県砂利協】

2. 岐阜県砂利協同組合とアウトサイダーとの実態把握とその措置

永年築いてきた地元との信頼関係を打ち砕く行為がアウトサイダー業者に多くあり、その結果、市町村等が条例で新たに砂利採取禁止区域を設けられるとか、業者としては納得のいかない書類の提出を求められる等

あいさつする戸島部会長



砂利採取業の事業継続ができなくなる危惧がある。このため、悪質業者に対して、砂利採取停止命令、又は告訴も考える姿勢で悪質業者の指導を要望する。

3. 砂利採取業務主任者の登録管理

砂利採取業務主任者の登録届出が義務づけられているが、業務主任者ペナルティー制の導入、砂利採取業務主任者等講習会の受講の義務付け等の実施により、名義貸し、ペーパードライバー的な業務主任者、虚偽の労使関係の業務主任者等を防ぎ、砂利採取業務主任者としての資質の向上が砂利採取業の健全な発展につながるため、砂利採取業務主任者の登録管理の徹底に

ついでに指導を要望する。【岐阜県砂利協】

4. 金属板屋根工事に岐阜県板金工業組合選出による幹事会社の優先的活用

中小専門工事業者の工事受注量の減少による競争激化からくる不当な施工等に対する活性化策として、上部団体の全日本板金工業組合連合会では、各都道府県の工業組合が直接工事を受注できる体制作りのため、官公庁・施主・設計事務所等に働きかけ、またCM方式が採用され分離発注が近い将来実現することを踏まえて、既に平成15年には、秋田県、愛媛県、香川県、宮崎県の各県にて実績を積み、



県議会幹部議員との懇談会

本年度も新たに北海道、埼玉県、千葉県、大分県の各県で受注を予定している。言つまでもなく、現在は建設業法のこともあり、各工業組合は夫々幹事会社を決め、また労務については、板金工業組合責任施工として保証書を発行している。そこで、県発注金属屋根工事についても、岐阜県板金工業組合選出の幹事会社の優先的活用につき要望する。

5. 公共工事での地元製品の優先使用

岐阜県生コンクリート工業組合の組合員工場は、工業組合が主導する技術研究会、講習会、情報交換会など各種の機会を通して、常に良質の生コンクリートの生産に努めている。このため、公共工事には、岐阜県生コンクリート工業組合の優良工場が生コンクリートの優先使用を要望する。【岐阜県生コンクリート(工組)】

生コンクリート需要の低迷により、採算を度外視した安い価格で販売することにより、品質の保証等で信頼を損なうことのないようにしなければならぬ。そこで、県発注工事には、全国統一品質管理監査合格工場

いわゆる丸適マーク工場の生コンクリートを使用することを「仕様書」に特記事項とされるよう要望する。【岐阜県広域生コンクリート協】

岐阜県土木用ブロック工業組合の実態は、土木工事用コンクリート積みブロック県指定工場14社(16工場)があり、県からはブロック業界の雇用の確保育成の面から格別のご配慮を頂いている。当工業組合としては、

県下で発生する産業廃棄物を利用した県認定リサイクルブロック製品や環境保全ブロック製品の開発にも努力している。土木用コンクリートブロック製品使用の公共工事においては、廃ガラス、溶融スラグ、陶磁器くず、間伐材等を利用した当工業組合のリサイクルブロック製品・環境保全型製品の優先使用を要望する。【岐阜県土木用ブロック(工組)】

県内建設工事に使用するコンクリート二次製品については、溶融スラグ等を使用した岐阜県廃棄物リサイクル認定製品及び岐阜県コンクリート製品協同組合(17社26工場)で生産された製品で且つ県による2年毎の工場検査及び書類検査を受け合格

した製品(18品目)を最優先に使用されるよう要望する。【岐阜県コンクリート製品協】

6. 分離発注の必要性

我々、空調衛生工事業は、空調換気、給排水衛生などの設備工事を業としており、お客様の要望を満たす品質と機能を備えた快適な環境を作ることに積極的に取り組むとともに、その後の維持管理並びに的確なりニューアルにも対応してきた独立性の高い業界である。このような業界企業としての存続は、

分離発注による適正価格での受注を前提としつつ、優れた技術と経営により初めて可能となる。今後とも県は、分離発注を実施されていない市町村に対して、行政指導を引き続き徹底されるよう要望する。【岐阜県管設備工業協】

県発注工事は県内業者を優先し、特に改修(リフォーム)工事については、内装工事関係(壁紙・カーテン・インテリア等)の分離発注を要望する。【岐阜県室内装飾協】

岐阜県土木建築解体事業協同組合の組合員は、建築物の多様化、複雑化に対応して解体技術の向上、環境保全、労働安全

に配慮した解体工事の専門業者として解体工事施工士等、人材育成に努力を重ねてきている。公共工事に係る建築解体工事等の発注については、地元専門業者を優先し、分離発注されるよう要望する。【岐阜県土木建築解体事業協】

7. 公共建築物の鉄骨造の推進

地元専門業者を優先し、分離発注されるよう要望する。【岐阜県電設資材卸業協】

公共建築物に対しては、耐震性にすぐれている鉄骨造り(鋼製桁)の採用を要望する。【岐阜県鋼工業協】

8. 公共工事の適正価格での施行

我々鉄骨業界は、鉄骨工事価格の低迷に苦しんでいる。昨年末、鋼材価格急騰が発生したことから、経営上極めて重大な局面に直面しており、市価格はここ2年で2倍に跳ね上がり、その結果、鋼材需給逼迫に伴う諸問題が表面化しつつあり、組合員の環境は一段と悪化している。よって、鉄骨工事の公共工事発注には鋼材の価格急騰に見合った適正価格・適正工期での発注を要望する。【岐阜県鋼工業協】

平成十七(二〇〇五)年、明けましておめでとうでございます。
 中央会では、本年、さらに役立ち中央会をキックオフするに、中小企業組合等を支援していきます。
 本年もよろしくお願ひ申し上げます。

昨年は、IT時代に対応するための「パソコン実技研修」や、創業・ベンチャー支援シンポジウムなどの継続事業のほか、国からの委託事業として、新連携対策委託事業に取り組み、新聞紙面等にも掲載されました。また、新規事業においては、県内各地において中小企業組合制度の普及活動に努めた。連携組織普及啓蒙研修会等の実施や、新たな活路開拓の支援のため、組合の運営事務を中央会が受託し、組合の事務負担を軽減する「アウトソーサー事業」も開始しました。

年頭にあたり、社長「中小企業組合等における課題と展望」についてインタビュー致しましたので、その内容を紹介します。

『異分野における新連携体を構築』

組合こそ中小企業のセーフティネット

辻正中央会会長に聞く

二〇〇五年の 経済の見通し

中小企業を取り巻く環境は依然として厳しく、政府が毎月発表している月例経済報告のような景気回復の動きは、中小企業にとっては感じにくく、二〇〇五年の経済についても楽観視は出来ない。ただ、少しずつ景気が上向いていることは確かです。この動きは、国の予算のおかげでも画期的な新商品が続出したわけでもない。バブル崩壊後、

中国などの諸外国との競争に勝つため、必死に戦ってきた影響であり、全企業の九十九・七%を占める中小企業が、生き残りのために自助努力を積み重ねた成果だと思っている。

平成十一年の中小企業基本法改正によって基本理念が転換され、企業の淘汰が進み、「勝ち組」と「負け組」の選別が進んだ。

この厳しい十年を生き残った中小企業の力は本物であり、乗り切ったという自信を持ってもらえれば、今年はずっとプラスになると思う。

組合こそ中小企業の セーフティネット

組合は、業界の組織体が基本であるため、その業界の状況には詳しい。そのため、組合は中小企業のセーフティネットという役割を担っており、そこを再認識し、一層推進すべきである。

年末に中川経済産業大臣と対談した時にも、組合の果たすべき役割の重要性について伝えてきた。中川大臣からは「中小企

業は日本経済を支える根幹であり、日本のコアである。経済産業省・中小企業庁が中心となり全力で支援するので大いに利用して欲しい」との返事も得ている。

中央会の役割

これまでの中央会は、国や県からの助成事業や制度融資による低利長期資金の供給などを中心に進めてきたが、官庁の厳しい予算編成の中で、補助金も減少傾向にあり、金利についても市中銀行で対応出来る時代になつてきた。これは、中央会も含めた各種団体が、助成の受け皿の要素の強い国や県の下請機関から脱却し、事業を再構築する必要があることを意味している。

そこで、中央会では、

国や県に中小企業の本来の姿を知ってもらう団体へと指導理念を切り替え、提案する中央会を目指し、組合支援を行ってきた。

この動きは変わらないが、今年はずっとパワーアップを図り、さらに役立ち中央会を、目指して邁進していこうと職員一同、



2005年の抱負を語る辻会長

日々の業務に奮起している。
 また、近年の組合においては公共事業等の積極的な受注、異分野との多角的連携による新商品開発など、待ち受け姿勢の組合からどんどん組合員へアイデアを提案し、理事長以下役員がリーダーシップを発揮して、組合員の役に立つ組合づくりを進める時代にきている。
 新しい連携を提案し、自助努力をしている企業の後ろ盾となり、困っている企業の相談に乗る、それぞれにあったスピードで対応し、中小企業の皆様のお役にたつ中央会へと舵取りをしていく所存です。
 是非、積極的に本会をご活用頂き、ご相談願ひたい。

陶磁器メーカーが新作を発表

二〇〇五年新春見本市

岐阜県陶磁器工業協同組合連合会傘下の十四組合が、新春恒例のイベント「二〇〇五年新春見本市」を開催した。

一月六日の瑞浪、恵那の組合を皮切りに、東濃各地で開かれ、それぞれのメーカーの特色を生かした新商品が並び、関係者らが熱心に商品についての意見を交わしていた。

この見本市は、所属組合員の事業所が研究開発した新製品、オリジナル商品などを発表し、地元産地卸商社等に積極的な売



新作が並ぶ会場

岐陶工連傘下組合

り込みやPRを行うことで、顧客との成約増や新規顧客獲得等の販路拡大を狙っている。また、その年の業界の景況を占う催しとしても注目を集めており、長期低迷の中にある業界の不況打破に向けての見本市となった。

IAMASと交流協定を結ぶ

岐阜県金属工業団地協同組合

（今井哲夫理事長）は、大垣市領家町の情報科学芸術大学院大学・岐阜県立国際情報科学芸術



今井理事長(左)と横山学長(右)

商品説明を受けるバイヤー



アカデミー（IAMAS）との連携協力の締結を決めた。

交流協定調印式は、各務原市金属団地の組合研修センターで十二月二十七日に開かれ、今井理事長と横山正IAMAS学長が、地域産業発展のための共同研究や人材交流などを盛り込んだ協定書に調印した。

協定の内容は、IAMASから同組合員企業への知識・技術の提供支援や研修の実施、両者の共同研究・開発、公開講座、シンポジウムの開催の推進など。今井理事長は、「日本で一番古い団地であるが、今後は日本で一番のハイテク団地をめざしていきたい」と抱負を語った。

岐阜県知事から感謝状の授与

高山管設備工業協 下呂管設備工業協

昨年の10月に県下を襲った台風23号による災害において、高山管設備工業協同組合（砂田信博理事長）と下呂管設備工業協同組合（田口登貴雄理事長）の各20人が、被災地の生活安全のための救助活動や応急復旧活動

を行い、県から「知事感謝状」を授与された。

授与式は、十二月二十七日に県庁で行われ、両組合は「思いもよらない授与で大変嬉しい。今後も地域に貢献できるように頑張りたい」と喜びを語った。

恒例の年末一般開放

岐阜市中央卸売市場総合センター

（高橋満収理事長）は、十二月二十七日から三十日まで、同市西川手の市場関連事



品定めをする買い物客

業店舗で、毎年恒例の「年末一般開放」を開催した。

岐阜市中央卸売市場は、普段は小売業者が利用する市場だが、毎年この時期だけ市場東側に並ぶ関連店舗を一般開放し、おせち料理の食材などを格安で販売している。

会場では、肉、乾物、練り物などの食材をはじめ、しめ飾り、鏡もちなどの正月用品が市価の二・三割ほど安い価格で販売された。

開放された約八十店舗の軒先では、数の子や黒豆などをじっくりと品定めする老夫婦や家族連れなど、大勢の買い物客で賑わった。

海外駐在員レポート

米国進出へのお誘い

～ シリコンバレー事務所紹介 ～

岐阜県シリコンバレー事務所 小木曾 弘和

岐阜県のシリコンバレー事務所が開設されてもうすぐ3年、私自身は赴任してもうすぐ1年になります。赴任当初はがらんとした感じがしたこの事務所ですが、当地において多くの方のご協力をいただき、現在はさながら小さなインキュベータのような様になってきました。今回は、そんな当事務所の内容などをご案内しようと思います。

シリコンバレー事務所のご紹介

写真左上は事務所入り口の写真です。オフィスビルの一室を借りており、出入りはいつでも可能です。このオフィスビルには十分な駐車場があります。

その隣の写真は、事務所内にある会議室となります。この会議室の什器類は、当地の日本人の方々の協力を得て、無料で貸して頂いているものです。通常は6名、椅子を持ち込み少々狭いことを我慢すれば10名くらいまで入れます。来客時の応接スペースや、もちろんミーティングに使って頂けます。普段は、事務所来訪者の対応の他、ご協力を頂いた日本人技術者の方々のミーティングに使って頂いて、今後の技術の行く未や、新しいアイデアなどについて議論が交わされています。

下の写真2枚はオフィススペースになります。

左側は、オフィスに入ったすぐのところにあるパーティションで区切られた2名分のオフィススペースです。米国のインキュベータで最も安い価格

で利用できる形態にはこのようなものが多く見られ、このようなブース一つが一つの会社、ということもあり得ます。このパーティション付きの机についても先ほどの会議室と同様に当地の日本人技術者の方々にご協力頂いているもので、2004年12月の時点では、2つあるブースのうちの一つを、その日本人グループの一部の方が独自の情報収集作業などに携わる際に使っておられます。

下段右側の写真は事務所奥にある訪問者用事務スペースになります。書棚と机・椅子が用意された個室で、部屋の広さは8畳くらい。必要であれば机・椅子を増やせますので、2、3名でいらして頂いてもお仕事には差し支えないと思います。事務所内には無線LAN(IEEE802.1b対応)を設置していますので、無線LAN対応のネットワークカードを持ち込んでいただければインターネットへの接続も可能です。また少々古いものですがデスクトップ型とノート型のPCを1台ずつ用意していますので、webの閲覧やメールの確認、ワープロや表計算程度の作業でしたら、それらのPCを使って頂くことも出来ます。

事務所の有効活用について

ご協力を頂いた当地の日本人技術者の方々には、将来はご自分の事業を立ち上げようという意気込みで仕事に向かっていらっしゃる方が大勢いらっしゃいます。当事務所としては、そのような方々の活動をお助けできるような場所を提供し、そのことによって、ここシリコンバレーにおいて岐阜県が日本人技術者の活動を支援していることを知って頂くようにしているところです。このような活動を通してこの事務所を使った有機的な人のつながりを作り、最新のビジネス動向に関する情報などを提供して頂いています。

岐阜県内の企業の皆さんにも当事務所をご利用頂くことで、オフィススペースの一次利用といったハード的な面、前回ご案内したような当地における生活面の支援だけでなく、この地で活躍する日本人ネットワークにご紹介するといった人的ネットワークの面での支援もさせていただきます。

アメリカ進出に際してご相談したいこと等あれば、遠慮なくお気軽に当事務所までご連絡下さい。

岐阜県海外駐在員事務所のご案内

岐阜県庁ホームページ

<http://www.pref.gifu.jp/s11129/kokusai/repoffice.htm>



事務所の内部

平成17年4月から「個人情報保護法」が全面施行されます！

個人情報保護の必要性

近年、IT化の進展に伴い、官民を通じてコンピュータやネットワークを利用して大量の個人情報が処理されています。こうした個人情報の取扱いは、今後ますます拡大していくと予想されますが、個人情報は、その性質上いったん誤った扱いをされると個人に取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがあります。

実際、企業からの顧客情報の流失や個人情報の売買事件が多発しており、国民のプライバシーに関する不安も高まっています。

こうした状況を踏まえ、誰もが安心してIT社会の便益を享受するための制度的基盤として、平成15年5月に「個人の情報に関する法律(個人情報保護法)」が成立、公布されました。この法律における民間事業者(個人情報取扱事業者)の義務は、平成17年4月1日から施行されます。

個人情報保護法とは

この法律は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

この法律は、官民を通じた基本法の部分と、民間の事業者に対する個人情報の取扱いのルールの部分から構成されています。

この法律は、民間の事業者の個人情報の取扱いに関して共通する必要最小限のルールを定めており、この法律の仕組みは、事業者が、各省庁等が策定するガイドラインに即して、事業等の分野の実情に応じ、自立的に取り組むことを重視しています。

個人情報取扱事業者の義務の概要

- | | |
|------------------------|--------------|
| ・利用目的の特定、利用目的による制限 | ・正確性の確保 |
| ・適正な取得、取得に際しての利用目的の通知等 | ・安全管理措置 |
| ・第三者提供の制限 | ・開示、訂正、利用停止等 |
| | ・苦情の処理 |

よくあるご質問

Q.「個人情報」とはどのようなものですか？

A.「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、これに含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。氏名、性別、生年月日等がその典型例ですが、個人の身体、財産、社会的地位、身分等の属性に関する情報であっても、氏名等と一体となって特定の個人を識別できるのであれば「個人情報」に当たります。また、それだけでは特定の個人を識別できなくても、他の情報と容易に照合することができ、それにより識別が可能となる場合も個人情報に当たります。

Q.この法律に違反すると・・・？

A.本人からの苦情は、事業者自身による苦情処理や、地方公共団体による苦情のあっせん等により解決が図られることとなります。それでも解決が図られないような場合は、本人は裁判手続きにより解決を図ることもできます。

また、個人情報取扱事業者が義務規定に違反し、不適切な個人情報の取扱いを行っている場合には、事業を所管する主務大臣が、必要に応じて、事業者に対し勧告、命令等の措置をとることができますし、事業者が命令に従わなかった場合には罰則の対象となります。

詳しくは、内閣府国民生活局のホームページ(<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/index.html>)

なお、中央会では中小企業情報(組合等活性化情報)NO.98号にて詳しく掲載します。

個人情報漏えい賠償責任保険制度のご紹介

近年、企業からの顧客情報の流失による事件が多発しており、国民のプライバシーに関する不安も高まっています。こうした状況を踏まえ、個人のプライバシーの保護を目的に平成 17 年 4 月 1 日から個人情報保護法が全面施行され、個人情報を取り扱う事業者の利用目的の特定・制限、安全管理の措置、第三者への情報提供の制限等の義務が課されることとなっています。

この度、全国中小企業団体中央会では、個人情報保護法の全面施行を踏まえ、中小企業の育成・振興策の一環として、中央会の会員団体及びその所属員事業者のための「**個人情報漏えい賠償責任保険制度**」を共同保険方式にて創設し、平成 16 年 12 月 10 日より募集を開始しています。

本制度の主な目的は、保険加入事業者に対して無料でリスク診断サービスを行うことにより事業者の個人情報管理体制の向上に資するとともに、万一、個人情報が漏えいした際に事業者が被る損害賠償や、事故解決のために要する謝罪広告掲載費用及び見舞品購入費用等の費用損害を補償するものです。

保険料水準は、スケールメリット(団体割引)により、一般商品より割安なものとなっております。

制度の概要

(1) 補償内容

事業者(組合等を含む。)が所有・使用・管理する個人情報が漏えいし、事業者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償・訴訟費用・求償権保全費用)事業者が事故解決のために要した、謝罪広告掲載費用、見舞金・見舞品購入費等の費用損害

コンピュータ・ウイルスの感染による他人に対する損害など情報システム・ネットワークに関する事故による損害

(2) リスク診断サービス(無料)

希望する保険加入者に対し、リスク診断サービスを実施し、個人情報管理に関する社内体制の評価及び漏えい防止アドバイスを記載した「個人情報管理リスク評価報告書」を提供

(3) 保険料

加入事業者の業種、売上高により算出

加入事業者数に応じた割引(団体割引) 加入事業者の個人情報管理状況に応じた割増引を適用

【お問い合わせ窓口】

岐阜県中小企業団体中央会 情報広報チーム

T E L 058 - 277 - 1102 F A X 058 - 273 - 3930

消費税の 申告と納税の準備は お済みですか？



平成17年から新たに消費税の
課税事業者になる皆さん、
「申告はまだまだ先」
と思いませんか？
記帳はすぐに必要ですよ！

帳簿及び請求書の保存（平成17年1月から）

簡易課税制度を適用しない場合、帳簿及び請求書等の保存がないと仕入税額控除は認められません。

消費税課税事業者届出書の提出

提出されていない方は速やかに税務署へ提出してください。

納税資金の準備・積立て

今から準備しましょう（振替納税をご利用ください）

※平成15年分の課税売上高が1,000万円を超えている個人事業者の皆さんへのお知らせです。

※詳しくは最寄りの税務署又は税務相談室へお尋ねください。

※名古屋国税局のホームページ (<http://nagoya.nta.go.jp/>) もご覧ください。

東濃 支所だより



TEL/FAX 〇五七二・一五・〇八六五
E-mail: tono@chunokai-gifu.or.jp
多治見市東町一・九三(美濃焼センター)
三毛利勝支所長 後藤 諭

年頭にあたっての抱負

変化する中央会

昨年は、組合にとっても中央会にとっても厳しい一年でした。新年を迎えるにあたり、平成17年の希望・目標を考え、抱負を述べたいと思います。

まず、平成十六年から十七年に変ろうと、中小企業の置かれている状況や環境等は何も変わらないだろうというのが本音であります。

され始めた頃、「チェンジ(変化)」を提案しましたが、振り返ってみると、自らを含め、チェンジ出来なかつたと感じています。これは、古き良き時代の体質が浸透しており、変えようとする意思を持たなかつたこと、変えようとする努力をせず、現状に甘んじた結果であると自分自身も含め反省しなければならぬ点です。

飛騨 支所だより



TEL/FAX 〇五七三・三四・四三〇〇
E-mail: hida@chokai-gifu.or.jp
高山市天満町五・一一二(高山米穀駅前ビル内)
松野信 支所長 武田翠子・水野謙二

飛騨の正月・花もち

飛騨の正月を飾る「花もち」の初競り市が十二月に、高山問屋町の市公設卸売市場で行われた。

雪国・飛騨では、冬場に花が手に入りくいいため、木の切り株から出た細い枝に紅と白のつきたての餅を花のように飾り、

新春を祝う習わしがある。

市場には、飛騨各地の農家から出荷された、高さ二十センチからメートル級まで大小約千六百株が華やかに並び、仲買人が次々に競り落とされ、ホテルやスーパーへ買われていき、飛騨の家庭の正月を彩ることになる。

今年、本会にとつて大きな変化の年となることは間違いありません。

現在の東濃支所は、二人体制で能力も不足しており、全ての組合を十分にケアすることが出来ず、皆様にご迷惑をおかけしております。

しかし、本年も平成十六年から継続している「新連携体構築事業」を事業化することを一つの目標とし、できる限り、地域の支援拠点としての役割を担いたいと思っております。

二人の足りない部分は、本部の応援がありますので、気軽に相談に来て下さい。また、気軽に来会してもらえらる事務所を

花もちは、値段の手頃な七百五十円から二千円の小型の株に人気が集まり、初日の最高値は二メートル級の大花もちが、祝儀相場として、四万円で競り落とされた。

この十一月の冷え込みが緩く、落葉しなかつたため、花もちの入荷は例年に比べ、やや減っているものの、この月に五千株を出荷された。

是非、飛騨へ来て華やかな正月を楽しんで下さい。

指しています。

組合等から相談があつてこそ中央会だと思つておりますの

組合関係書籍のご案内

中小企業白書

中小企業庁編集による「中小企業白書2004年版(CD-ROM付)」が発刊されました。中小企業白書は、現下の厳しい状況を脱却するための施策を詳しく解説し、経済再生に向けての中小企業の重要性を説いており、経営コンサルタントや中小企業診断士などの専門家や、実際にビジネスに携わる経営者の方々の必携書として、また、大学の研究室・ゼミ等における研究材料・授業の教材など、幅広く活用されています。

そこで今回、定価三〇〇〇円のところを特別価格二〇七〇円(消費税込)にてご案内します。是非ご検討下さい!

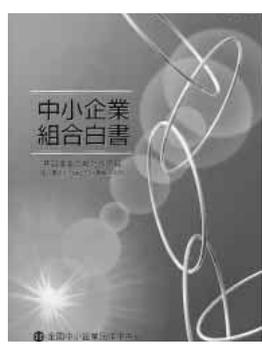
中小企業組合白書

全国の中小企業組合の動向と活動事例を紹介するため、組合関係各種資料を取りまとめた平成16年度版「中小企業組合白書」が編纂されました。

本年度版では、共同事業の新たな展開について解説するとともに、既存事業の再生に取り組む組合など、先進的な事例を数多く紹介しております。

中小企業組合の現状を知る資料として、また組合役員対象の各種講習会・研修会のテキスト等として、ご活用下さい。

定価二二〇〇円(消費税込)
お申込みは、いずれも岐阜県中央会(情報広報チーム)
〇五八・二七七・一一〇四まで



◆動きのあるトップページ作成 (FLASH編)

受講料 四千元

開催日 平成17年2月21(水)22日

お問い合わせ先 13ページ欄外に記載



中央会ホームページ
URL: <http://www.chuokai-gifu.or.jp/>
Eメール
info@chuokai-gifu.or.jp

商店街活性化に貢献

大垣市に中央会賞

地方主導による真の地方分権の推進を目指した「全国自治体・善政競争・平成の関ヶ原合戦」の功名賞で、岐阜県中小企業団体中央会賞を受賞した「大垣市のミニチャレンジショップ運営事業」に対し、表彰状を贈った。

贈呈式は、十二月十四日に大

地方主導による真の地方分権の推進を目指した「全国自治体・善政競争・平成の関ヶ原合戦」の功名賞で、岐阜県中小企業団体中央会賞を受賞した「大垣市のミニチャレンジショップ運営事業」に対し、表彰状を贈った。



表彰状を受け取る山本理事長(右)

育児・介護休業法の改正に伴う 実務説明会のご案内

次世代育成支援を進めていく上で、大きな課題となっている仕事と子育ての両立を支援するために、「改正育児・介護休業法」が成立(平成17年4月1日施行)しました。この改正法により、各企業では、育児・介護休業制度の見直しが必要になります。そこで、以下のとおり実務説明会を開催します。説明会では、法改正に伴う育児・介護休業制度の見直しのポイント、就業規則の変更事項等について解説します。

なお、各会場で説明会終了後

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」改正

岐阜労働局

事業主は、65歳()までの雇用を確保するため、次の措置を講じなければならなりません。(平成18年4月1日施行日)

この年齢は、施行日(62歳)から平成25年4月1日までの間は、段階的に引き上げられ、最終的には65歳までの雇用確保措置が義務付けられます。

事業主は、45歳以上65歳未満の労働者(高齢者等)を解雇する場合には、高齢者等の再就職を援助するため、「求職活動支援書」を作成・交付しなければ

岐阜産業保健推進センターは、広く産業保健活動への支援を目的に事業活動しており、ビデオ・図書等の貸出、専門スタッフによる相談、産業保健に関する研修、産業医共同選任や自発健康診断助成金事業等を無料で行っています。

岐阜産業保健推進センターからのお知らせ

詳しくは、最寄りのハローワーク又は岐阜労働局職業対策課(〇五八・二六三・五五六三)までお尋ね下さい。

お問い合わせ先 13ページ欄外に記載

岐阜産業保健推進センター(岐阜市吉野町6丁目16番地大同生命・廣瀬ビル11階)
〇五八・二六三・三三一一

